

入札告示

札幌市告示第 1924 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1 - 5 札幌市菊水分庁舎 2 階
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課システム調整係
電話 011-826-6279

2 入札に付する事項

(1) 借入件名

- ア 業務用ノート型パソコン（リース・標準スペック）区分 1
- イ 業務用ノート型パソコン（リース・標準スペック）区分 2
- ウ 業務用ノート型パソコン（リース・高スペック）区分 1
- エ 業務用ノート型パソコン（リース・高スペック）区分 2

(2) 借入件名の仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

納入期日 ア、ウ 令和 7 年 8 月 22 日

イ、エ 令和 7 年 8 月 29 日

借入期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで

本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 借入場所

入札説明書に添付する仕様書により別途指定する場所。

(5) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた月額で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「物品賃貸業」に登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、

下記 4 (3) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 本告示に示した物品の調達が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

- (2) 入札参加提出書類の受領期限

上記 2 (1) の全件名について、次のとおりとする。

令和 7 年 6 月 20 日（金）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記 5 (4) に別途提示。

- (3) 入札書の受領期限

上記 2 (1) の全件名について、次のとおりとする。

令和 7 年 6 月 27 日（金）9 時 40 分（送付による場合は必着。）

- (4) 開札の日時及び場所

上記 2 (1) の件名ごとに、次のとおりとする。

日時：ア 令和 7 年 6 月 27 日（金）10 時 00 分

イ 令和 7 年 6 月 27 日（金）10 時 05 分

ウ 令和 7 年 6 月 27 日（金）10 時 10 分

エ 令和 7 年 6 月 27 日（金）10 時 15 分

場所：札幌市菊水分庁舎 2 階会議室（札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1-5）

- (5) 入札書の提出方法

入札説明書別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜

日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、本入札説明書に示した物品を納入できることを証明するため、納入予定機種の出荷証明書兼製品保証等証明書(様式 5)及び規格構成一覧(様式 6)を上記 4 (2)で示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

- a. Laptop computers for business (lease/standard spec) Part 1 : 1 set
- b. Laptop computers for business (lease/standard spec) Part 2 : 1 set
- c. Laptop computers for business (lease/high spec) Part 1 : 1 set
- d. Laptop computers for business (lease/high spec) Part 2 : 1 set

(2) Time limit for tender: 16:00 on June 20(Fri), 2025

(3) Contact point for the notice: System Management Section, Data Management System Department, Digital Strategy & Promotion Bureau, Sapporo Municipal Government, Kikusui 1-jo 3-chome 1-5, Shiroishi-ku, Sapporo 003-0801 Japan. TEL 011-826-6279